

2025年10月17日

ジャパンネクスト証券株式会社

株式交換に伴う PTS 制度信用取引の取扱いについて(株式交換の日 2025 年 11 月 1 日)

株式交換に伴い完全子会社となる会社 2 社(表1)の PTS 制度信用取引の取扱いについては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

表1

親会社 (a)	完全子会社となる会社 (b)	上場廃止日	株式交換の 日	割当比率
キ ュ 一 ピ 一(株) (2809) PTS 貸借銘柄 (売買単位:100 株)	ア ヲ ハ タ(株) (2830) PTS 制度信用銘柄 (売買単位:100 株)	2025.10.30	2025.11.1	(b)株式1株 につき(a)株 式 0.91 株
(株)光 通 信 (9435) PTS 貸借銘柄 (売買単位:100 株)	(株)ザ ツ パ ラ ス (3770) PTS 制度信用銘柄 (売買単位:100 株)	2025.10.30	2025.11.1	(b)株式1株 につき(a)株 式 0.0104 株

記

1. PTS制度信用取引の継続等について

表1の完全子会社となる会社株式は、上場廃止日にPTS制度信用銘柄の選定を取り消されることとなります。PTS制度信用取引の未決済勘定については、株式交換の日からは、株式の交換対象となる会社(a)株式のPTS制度信用取引残高として継続することができます。

2. 株式交換に伴うPTS制度信用取引の未決済勘定の調整について

完全子会社となる会社株式1株に対して割り当てられる交換対象会社の株式数が、表1のとおりであるため、株式交換の日の前日における完全子会社となる会社株式のPTS制度信用取引の未決済勘定については、株式交換の日をもって、その貸付株数(売付株数)及び買付担保株数(買付株数)並びに1株の原始約定価格は、表2(a)及び(b)にしたがって調整することとします。

なお、株式交換の日以降の未決済勘定について、反対売買を行う場合は、売買単位株数に限られますので、売買最終日の未決済勘定は、表2(c)の数値の整数倍となるように参加証券会社

においては御留意ください。

表2

完全子会社となる会社	貸付株数(売付株数) 及び買付担保株数 (買付株数)の調整比 率 (a)	原始約定価格の 調整比率 (b)	売買最終日の未決 済勘定 (c)
ア ッ ハ タ ^(株) (2830)	91/100	100/91	10,000 株
(株)ザ ツ パ ラ ス (3770)	13/1250	1250/13	125,000 株

3. 応当日について

完全子会社となる株式において、最終弁済申出期日である6か月目の応当日が、上場廃止日(10月30日)から10月30日までの間に到来する場合は、これを株式交換の日(11月1日)以降の最初の売買日(11月4日)とします。

以上